

令和3年度 公益財団法人明るい選挙推進協会 事業計画

(基本方針)

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、「選挙は、住民の代表を決める民主主義の根幹をなすものであり、任期が到来すれば、決められたルールの下で次の代表を選ぶというのが民主主義の大原則であり、不要不急の外出には当たらない」との見解が示されたところであり、人と人との接触を避けた、これまでに例を見ない選挙運動等を繰り広げながら、各地で選挙が執行されてきている。この未曾有の事態が足かせとなり、投票率は軒並み前回は下回っているが、近年の国政、地方選挙から低下の一途を辿っており、特に、一昨年行われた第25回参議院選挙の投票率は48.80%と、国政選挙史上2番目に低い結果となったことは、若年層だけに限らず、全年代において低下傾向にあることの証左といえる。

一方、政治家と有権者との間で禁止されている寄附行為について、看過できない事案が断続的に報道されている。毎年、新たな有権者が誕生することも考慮し、政治家と有権者との間で禁止されている事柄は継続して周知していく必要がある。

今年は10月21日に衆議院議員が任期満了を迎えるため、それまでには衆議院議員総選挙が行われることとなるほか、任期満了に伴う地方公共団体の首長及び議会議員の選挙が多数予定されている。コロナ禍における厳しい経済情勢のもと、国・地方とも多くの課題を抱えた中で行われる極めて重要な選挙であり、有権者が主権者としての自覚を持って進んで投票に参加することが求められる。そのためには、選挙時だけでなく、常日頃からあらゆる機会を通じて政治・選挙に関する国民の意識の醸成・向上を図る、常時啓発活動が重視されなければならない。

これらを踏まえ、やがて訪れるポストコロナ社会を見据えた選挙啓発活動も併せて実施していく。

上記のことから、新型コロナウイルス感染症に対する対応を踏まえ、令和3年度は下記の方針のもとに事業を進めるものとする。

- ① 高等学校を初めとする学校教育との連携を引き続き拡充するとともに、子どもから高齢者まで、あらゆる世代を通じた「主権者教育」を推進する。
- ② 選挙制度の改正及び投票方法等のほか政治家等の寄附の禁止の周知徹底を図るとともに、各種選挙への積極的な投票参加を呼びかける。
- ③ 明るい選挙推進協議会等が時代の要請に沿った積極的な活動を展開できるよう、必要な情報の提供、関係者の研修その他の支援に努め、その活性化を図る。
- ④ ソーシャルメディアの活用等時代の変化に対応した啓発活動のあり方を研究・検討する。
- ⑤ 国との連携により、効率的、効果的な事業の実施に努める。

(主な事業)

1 一般啓発事業

国民の政治・選挙に関する意識の高揚を図るため、下記の事業を行う。

(1) 情報誌「Voters」の発行

国民の政治・選挙に対する意識の高揚を図る内容などを掲載し、都道府県及び市区町村の明推協委員、地方公共団体の首長、議員及び図書館、公民館等へ配布する。

(2) ホームページ等の活用

ホームページを活用して、明るい選挙に関する各種情報を幅広く収集・周知するとともに、引き続きツイッター等 SNS を活用し、特に各地の活動状況等を積極的に紹介する。

(3) 明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施

子どもの頃から選挙に親しみを持ってもらうとともに、子どもたちの取り組みを通じ、選挙に対する保護者の関心を高めるため、小中高校生による明るい選挙をテーマとしたポスターコンクールを行う。

(4) 啓発資料・資材作成事業

主に大学1年生を対象とした「大学生向けパンフレット」、「新成人向けパンフレット」、「寄附禁止周知用リーフレット」を作成し、配布する。

また、選挙に親しみやすくするための各種啓発資材を作成し、有償頒布する。

2 地域活動活性化事業

明るい選挙推進運動に取り組む各地の明るい選挙推進協議会等の活動を支援し、体制の強化を図るため、下記の事業を行う。

(1) 明るい選挙リーダーフォーラムの開催

明るい選挙推進運動の当面の課題等を研究・検討・協議するため、都道府県明推協会長等及び指定都市明推協会長等によるフォーラムを8ブロックで開催する。

(2) 地域コミュニティフォーラムの開催

地域における明るい選挙推進運動に携わる人たちが相互に研鑽し、それぞれの地域での活動の活性化を図るため、市区町村明推協会長等の地域コミュニティリーダーを対象としたフォーラムを7ブロックで開催する。

(3) 若者リーダーフォーラムの開催

明るい選挙推進運動に取り組む若者リーダーを養成するため、若者を対象としたフォーラムを5ブロックで開催する。

- (4) 全国フォーラム等の開催
都道府県及び指定都市明推協会長を初めとする全国の明推協関係者を対象に、全国フォーラムを開催する。
- (5) 選挙出前授業見本市
選挙管理委員会等による選挙出前授業の内容の充実を図ることを目的に、各地の選挙管理委員会等による取り組みから実用的なノウハウを紹介する。
- (6) 若者選挙ネットワークの支援
全国各地の若者啓発グループにより構成された「若者選挙ネットワーク」の活動を支援する。
- (7) 研修資料等作成事業
参加型学習の教材、明推協活動の事例集等の研修資料を作成する。
- (8) 市区町村明推協研修会等開催支援事業
市区町村明推協等が開催する研修会、学習会、講演会等を支援するため、開催に要する経費の全部又は一部を助成する。本年度は経費の上限額を見直し、より利用しやすくする。
- (9) 明るい選挙推進優良活動表彰
明るい選挙推進活動に積極的に取り組み、他の模範となる団体を応募形式により募集し、選考会等を経て、表彰する。
- (10) 主権者教育アドバイザー派遣事業等への協力
総務省の「主権者教育アドバイザー派遣事業」や「主権者教育優良事例普及推進事業」等に協力し、事業の円滑な実施を図る。

3 調査研究事業

下記事項について、調査研究を行う。

- ① 第49回衆議院議員総選挙における有権者の意識調査
- ② 若い有権者の政治・選挙への意識調査
- ③ 都道府県・指定都市、市区町村選挙管理委員会及び明るい選挙推進協議会が取り組む各種の啓発事業等の情報の一元的収集方法等
- ④ 選挙権年齢の引き下げを踏まえた学校教育との連携のあり方
- ⑤ 時代に即応した啓発事業のあり方
- ⑥ 明るい選挙推進協議会の取り組み